

浜松市地方卸売市場最低せり割合を定める要領

浜松市地方卸売市場業務条例（昭和47年浜松市条例第57号）第20条の2第1項第1号の規定による市長が定める割合は、次の表のとおりとする。

品目	せり売割合
牛及び豚の枝肉	40%

附 則

この要領は、平成12年11月1日から施行する。

この要領は、平成15年5月1日から施行する。